

奈良県MICEブランドタグラインロゴマーク等制作業務委託仕様書

1. 業務名

「奈良県MICEブランドタグラインロゴマーク等制作業務委託」

2. 委託期間

契約を締結した日から令和2年1月31日（金）まで

3. 業務の目的

本県では、大宮通りの奈良県コンベンションセンターの開業を2020年に控え、2,000名規模の「大規模MICE（Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/Event）」をはじめとした様々なMICEの誘致に取り組んでいる。昨年度には、MICE誘致推進のためのマーケティング機能強化を目的として、海外コンサルタントや県内関係者ととも奈良県MICEのブランディングに取り組み、「Nara, Japan's Cradle of Wisdom」をタグラインとして策定したところ。

本業務は、県内のMICE関係者がオール奈良としてMICE誘致に取り組む姿勢を対外的にアピール出来るよう、策定したタグラインを基にロゴマーク等の制作を実施するものである。なお、本業務で制作したロゴマークは、本県及び県内のMICE誘致関係者等が、封筒や名刺の印刷物、ボールペンやファイル、ピンバッジ、ノボリといったプロモーションツール等、様々な場面で活用することにより、奈良県全体でMICE誘致の機運醸成を図る。

4. 委託業務の内容

(1) ロゴマーク等（ロゴマーク+ロゴタイプ）のデザイン

以下のとおりロゴマークとロゴタイプを制作すること。

① ロゴマーク

- ・「奈良県MICEブランドタグラインの概要」（別紙1）を基に、MICE開催地としての奈良県の魅力を国際的に発信できるデザインとすること。
- ・長期的に活用可能で、他の自治体が制作しているロゴマーク等と差別化出来るデザインとすること。
- ・「3. 業務の目的」、「奈良県のMICE誘致推進の取組について」（別紙2）及び奈良県MICE誘致PR動画（URL：<https://www.youtube.com/channel/UCHfnH7xRDDA1ItJQV7VdPkg>）も参考とすること。

② ロゴタイプ

- ・奈良県MICEブランドタグライン「Nara, Japan's Cradle of Wisdom」を使用すること。（「Nara, Japan's Cradle of Wisdom」の詳細は、「奈良県MICEブランドタグラインの概要」（別紙1）を参照）
- ・ロゴマークと統一感のあるデザインの書体とすること。

③ その他

- ・ロゴマーク等（ロゴマーク+ロゴタイプ）のデザイン提案数は3つ以上、5つ以内とすること。提案するデザインのうち、少なくとも1つのデザインは奈良県がインバウンド観光PR用に使用しているロゴマークを活用したデザインであること。（詳細は別紙3を参照）
- ・既に登録されている商標と類似したロゴマーク等の提案はしないよう、事前に確認を行うこと。
- ・それぞれカラー、モノクロを制作すること。
- ・作成したロゴマーク等は、MICEにおける多様な場面で活用することを想定。
- ・盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とするものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。
- ・ロゴマーク等の最終デザインは、本県と協議の上、決定すること。ただし、最終デザイン決定のため

に必要な修正については、本県の指示に従うこと。

- (2) 決定したロゴマーク等のデザインガイドライン（デザインマニュアル）の作成
A4片面で20ページ程度（必要に応じて変更可能）とし、以下の内容を記載すること。

- ・デザインコンセプト
- ・ロゴマーク（カラー・モノクロ）
- ・ロゴタイプ（カラー・モノクロ）
- ・清刷データ（カラー色指定、モノクロ色指定）
- ・ロゴマーク・ロゴタイプの組み合わせ
- ・ネガティブ表示パターン
- ・アイソレーション／最小使用サイズ・使用禁止例

- (3) 報告書等の作成・提出

下記の書類をA4で作成し提出すること。様式は任意とする。

- ① 業務実施計画書

- ・契約締結後、県担当者との協議・調整の上、速やかに作成し、提出するものとする。
- ・本業務の実施方法、業務工程表及び業務従事者の氏名を記載すること。

- ② 議事録

- ・業務の円滑な進捗を図るために県担当者との協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、必要に応じ、その内容について議事録を作成し、提出するものとする。

- ③ 業務実施報告書

- ・(1)、(2)の完了後、速やかに提出するものとする。
- ・本業務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。

5. 履行期限

令和2年1月31日（金）

6. 成果品等の提出方法

制作したロゴマーク等、ガイドライン（デザインマニュアル）の完成デザインデータをPDF及びAdobe Illustrator形式の印刷用原稿データとして作成し、CD-R等電子媒体で提出すること。報告書等については、書面で提出すること。

※制作したロゴマーク等については、JPEG、GIF、PNGのいずれかの画像形式のデータも提出すること。

7. 貸与資料

本業務を実施する上で必要な行政資料は、本県が貸与するものとする。本件受託者は本県の指示に従い、借用書を本県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を本県に返却しなければならない。

8. 秘密の遵守

本件受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果物を、本県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。本県より貸与された資料および成果物については、本件受託者は破損、紛失のないよう取り扱いに十分注意するものとする。

9. 第三者の権利侵害の禁止

本件受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、本件受託者の責任、負担において対応し、本県は責任を負わないものとする。

10. 著作権等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱い、以下に定めるところによる。

- (1) 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、奈良県に帰属する。
- (2) 本県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、本県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

11. その他の事項

(1) 再委託

原則として、本件業務の一部または全部第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこにふくまれる情報を記載した書面を本県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、本業務に伴い成果物については、物品等の製造いかんにかかわらず、本件受託者が最終責任を負うこととし、これが本件受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

(2) 仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 業務完了後の審査等

本県は、本件受託者より業務完了の報告を受けた場合、業務内容の審査及び報告を求める事ができ、また、事業場への立ち入りや帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができるものとする。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本事業の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) その他

本業務の実施にあたっては、本県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、本県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本県と協議すること。